

議案第 4 8 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第
7 6 号）の施行に伴い、君津市職員定数条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 0 号）、特別職
の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 8 号）及び
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第
1 9 号）の一部を改正するとともに、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 2 号）を廃止しようとするものである。

君津市条例第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

(君津市職員定数条例の一部改正)

第1条 君津市職員定数条例(昭和45年君津市条例第10号)の一部を次のように改正
する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例
第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第6条第2項を削る。

別表第1副市長の項の次に次のように加える。

教育長	700,000円
-----	----------

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年君津
市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会委員長の項を削る。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年君津市条例
第22号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。